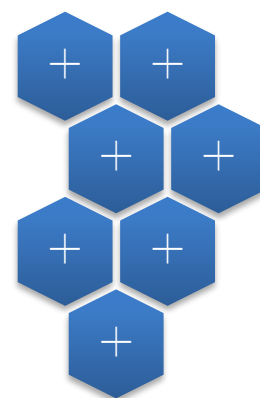
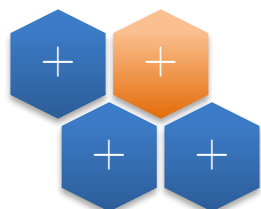


(案)

第4次結城市行政改革大綱・改訂版

平成30年度▶平成32年度



平成 年 月
茨城県 結城市

目 次

第 1	これまでの行政改革の取組	1
第 2	第 4 次結城市行政改革大綱・改訂版の基本的な考え方	
1	策定の目的	4
2	基本目標	4
3	基本方針	5
4	重点項目	6
5	推進期間	6
6	推進方法	7
第 3	第 4 次結城市行政改革大綱・改訂版の推進項目	
(1)	行政運営の効率化と公共施設の見直し	8
(2)	自主財源の確保と経費節減合理化等 による財政の健全化	9
(3)	効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	10
(4)	定員管理及び給与の適正化	11
(5)	人材の育成と職員の意識改革	11
(6)	協働による市政の推進	12
(7)	参画機会の確保と透明性の向上	13
第 4	第 4 次結城市行政改革大綱・改訂版 体系図	14

第 1 これまでの行政改革の取組

本市における行政改革の取組については、市制施行後から総合計画等に掲げて取り組んできましたが、昭和60年に「結城市行政改革大綱」を策定し、改革のための指針を明確にしてからは、国・県の動向も踏まえ、時代に対応した改革を推進するため、数次に渡る大綱の改訂を実施してきました。

昭和60年に策定した「結城市行政改革大綱」では、急速な円高による低成長長期にあって財政基盤の強化が求められる中、市民の意見反映のため市民代表による「結城市行政改革推進懇談会」（結城市行政改革推進委員会の前身）をはじめ設置し、意見提言をいただきながら、経常経費の節減、人員の抑制、事務事業の民間委託などに取り組みました。

主な改革事項	・ 議員定数の削減（30人→28人→26人）
	・ 住民基本台帳の電算化
	・ 組織機構の見直し（財務部の設置，下水道部と水道部の統合等）

平成8年には、結城市行政改革大綱の見直しを行い、「改訂：結城市行政改革大綱」により、行政に対する市民ニーズの多様化，高度・専門化に加え，急激に進む地方分権に対応するため，公正・透明な行政運営のための行政情報の公開，民間委託の活用，組織機構の見直しなどの行政改革を推進しました。

主な改革事項	・ 情報公開制度導入のためのファイリングシステムの構築
	・ 議員定数の削減（26人→24人）
	・ 城南保育所と小田林保育所の統合（城西保育所の新設）

平成12年には、これまでの行政改革の経緯と実績を踏まえ、市民の期待に応える新たな視点に立った改革を推進するため「新・結城市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや行政の情報化等行政サービスの向上，公共工事の合理化などを重点事項として，より確実な改革の実行を進めました。

主な改革事項	・ 行政評価システムの導入
	・ 市長などの特別職給料等の削減（市長10％，助役等5％）
	・ 小規模工事などの契約希望者登録制度の導入

平成17年には、引き続き行政改革を推進するために「第3次結城市行政改革大綱」を策定しました。

また、行政改革をより強力に推進するため具体的な目標数値を設定し、その評価を分かりやすくするために「行政改革集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営のための重点課題として、行政の組織や事務事業の見直し、職員定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化などに積極的に取り組みました。

主な改革事項	・ 市税などのコンビニ収納の導入
	・ 学校給食調理配送業務，水道業務（一部）の民間委託
	・ 玉岡幼稚園の廃止（施設の民間譲渡）
	・ 職員定数の削減（約10％）
	・ 特殊勤務手当の廃止（8種類）
	・ 議員定数及び議員報酬の削減（24人→21人→19人，5％）
	・ 公用車台数の削減（約10％）

平成26年1月には、【第5次結城市総合計画】の実行を下支えするものとして、「持続可能な行政運営基盤の構築を目指して」を基本目標として掲げた「第4次結城市行政改革大綱」を策定しました。

また、平成26年3月には、第4次結城市行政改革大綱において定めた具体的な取組内容＝【推進項目】を単位として、計画期間内における具体的な実施内容や最終的な到達目標をとりまとめた「第4次結城市行政改革大綱【行動計画】」を策定し、行政改革を推進しました。

主な改革事項	• ゆうき図書館に指定管理者制度を導入
	• 公共施設白書の作成，公共施設等総合管理計画の策定
	• 個人住民税の特別徴収義務者数の増加（2,004 事業所増加）
	• 国民健康保険税の収納事務等を収税課に移管
	• 行政組織機構の見直し（上下水道部の廃止等）
	• 再任用制度の実施
	• 人事評価制度の導入
	• 各種手当の見直しと特別休暇等の整理統合
	• メンタルヘルス対策の推進としてストレスチェック制度の導入
	• 協働のまちづくり推進計画の策定
	• 行政情報の提供方法の充実（SNS，ケーブルテレビ等の活用）

以上のような取組を経て，本市の行政改革は着実な効果を上げてきたところであり，また，成果を広く市民に公表することで，理解と共感を得ることができたものと考えます。

しかしながら，本市を取り巻く状況は今後も楽観視できる状況にはなく，少子高齢化の進展や公共インフラの大量更新時期を迎える中で，今まで以上に無駄をなくし，事業の「選択と集中」を進め，メリハリのある行政運営が必要であるといえます。

第 2 第 4 次結城市行政改革大綱・改訂版の基本的な考え方

1 策定の目的

平成 25 年度から平成 29 年度までを推進期間とした第 4 次結城市行政改革大綱の成果は、推進項目全 30 項目中、21 項目で達成し、達成率は 70% となりました。一方で、25 項目で推進項目の継続が必要という結果も出ております。

そこで、【第 5 次結城市総合計画】の実行を引き続き下支えするため、未達成となっている項目及び達成後も継続が必要と判断した項目について、目標を見直し、新たな推進項目を加えて第 4 次結城市行政改革大綱・改訂版を策定します。

第 4 次結城市行政改革大綱【行動計画】実績		
推進項目の達成状況	目標達成	21 項目
	未達成	9 項目
	達成率	70%
推進項目の継続の要否	継続必要	25 項目
	継続は必要ない	5 項目

2 基本目標

持続可能な行政運営基盤の構築を目指して

今後いっそう進展すると見込まれる地方分権やグローバル化により予断を許さない経済情勢など、本市を取り巻く情勢は日々変化を続けています。

このような中、総合計画を推進し、また、行政サービスの水準を向上・維持していくためには、突発的・短期的な事象に左右されることなく、中長期

的に安定した行政運営を持続できるだけの、強固で筋肉質な行政基盤を構築する必要があります。

よって「持続可能な行政運営基盤の構築を目指して」を本大綱の基本目標として掲げ、行政改革を推進します。

3 基本方針

本大綱の基本目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、行政改革に取り組みます。

I 自立した財政運営の構造づくり

社会構造の変化により、税収の先行きが不透明な上、国・県からの補助金や地方交付税などが施策的に削減される中、限られた財源を効果的に市民サービスに還元し、かつ、サービスの水準を維持していくには、行政が担うべき役割を明確にした上で、身の丈に合った財政運営を実現する必要があります。

また、新庁舎整備により市財政はますます予断を許さない状況になるため、可能な限り自主財源の確保に努め、徹底的に事業のスクラップアンドビルドを実行して、他に依存しない自立的・自主的な財政構造をつくります。

II 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり

人口減少や少子高齢化などによる社会構造の変化や、国・県の動向に迅速かつ機動的に対応するためには、スリムでありながらも柔軟な行政組織と、高い専門的能力やプロフェッショナルとしての意識をもった行政職員の存在が不可欠です。

そのために、中長期的な視点に立った行政組織の見直しと職員の適正配置を行い、また人材育成に力を入れ、職員の意識改革と個々の資質を向上させる取り組みを行います。

Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり

多種多様な市民ニーズや地域課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政が互いに果たすべき役割と責任を分担し、「協働」の理念のもとにパートナーシップを確立することが必要です。

そのために、市民が市政に参画しやすい環境整備や積極的な情報公開に努め、市民と行政の信頼関係をより強くするための体制をつくります。

4 重点項目

本大綱を着実に推進していくため、次の項目を基本方針に則った重点項目として定め、実行します。

- (1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し
- (2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化
- (3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し
- (4) 定員管理及び給与の適正化
- (5) 人材の育成と職員の意識改革
- (6) 協働による市政の推進
- (7) 参画機会の確保と透明性の向上

5 推進期間

「第5次結城市総合計画」の計画期間が平成32年度までとなっており、足並みを揃えるため本大綱の推進期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

6 推進方法

本大綱に基づき、具体的な取組についてのスケジュールや数値目標を定めた「第4次結城市行政改革大綱・改訂版【行動計画】」を併せて策定し、推進します。

「第4次結城市行政改革大綱・改訂版【行動計画】」については、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて随時見直しを行います。

第 3 第 4 次結城市行政改革大綱・改訂版の推進項目

本大綱の重点項目ごとに、具体的な取組内容である推進項目を定め、行政改革に取り組みます。

(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し

市民ニーズに即した事務事業の見直しと実施手法を検討し、行政評価と連携して、事務事業の整理合理化を図ります。

公共施設の運営について、指定管理者制度の導入の適否を検討し、運営手法の効率化を図ります。また、老朽化した施設については、施設の在り方や存続・休廃止、更新手法などを総合的に検証し、今後の方向性を検討します。

また、新庁舎整備に関しても平成32年度中の開庁に向けて窓口業務の適正な運営や業務の効率化等を行います。

推進項目	取組内容
①事務事業の見直し	・行政評価を活用して、スクラップアンドビルドによる事務事業の整理合理化を行い、第6次総合計画の策定と合わせて、体系的で分かりやすい予算を作成する。
②番号制度の活用検討	・国県等の動向を見極めながら、関係各課が協調し、住民に分かりやすく、職員が使いやすい番号制度の活用方法を検討する。
③行政評価の推進	・総合計画策定に合わせた施策評価（外部評価）の実施及び事務事業評価を継続する。
④指定管理者制度の導入の見直し	・指定管理者制度を導入している施設について運営方法の検証を行うとともに、制度未導入の施設について導入の適否の検討を行う。

⑤ 公共施設等総合管理計画の管理と個別施設計画の策定	・施設類型ごとのワーキングチームにおいて個別施設計画の策定を推進する。
⑥ 業務継続計画の管理	・訓練の実施や必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強，備蓄の促進，人員確保・育成等について計画的に実施する。
⑦ 新庁舎整備を踏まえた行政サービスの向上	・新庁舎開庁後の窓口業務，文書管理，日直業務，電話交換業務等の具体的な検討を重ねる。

(2) 自主財源の確保と経費節減合理化等による財政の健全化

市税や料金収入の確保について、課税客体などの正確な把握に努めるとともに、納税意識の向上と徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。また使用料及び手数料について、受益者負担の原則のもとに適正化のための見直しを行います。

公営企業会計の経営の健全化を図り、一般会計からの繰出金を適正化することにより、経常経費の節減に努めます。

ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の分野は、劇的に進歩しており、ICTの活用による多様で柔軟な働き方を推進します。

推進項目	取組内容
① みなす課税の実施	・地方税法の規定に基づき、仮換地指定・使用収益開始がなされた土地区画整理地内において、当該換地又は保留地を取得した者をもって所有者とみなし、固定資産税の「みなす課税」を実施する。
② 特別徴収の推進	・個人住民税の特別徴収を推進し、平成31年度から特別徴収の一斉指定を実施する。
③ 債権の一元管理の検討	・債権を公平・公正に取り扱うための手法について、研究及び検討を行う。

④使用料・手数料・負担金の見直し	・使用料・手数料について受益者負担の原則に則り、対象者と額の検証を行う。また、加盟団体等の負担金についても必要性の検証を行う。
⑤公営企業会計の健全化の推進	・公営企業会計（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の経営戦略の策定を通して経営の健全化を図り、一般会計繰出金のうち、基準外繰出金を縮減する。
⑥ICTの有効活用とペーパーレス化の推進	・通常業務におけるICTの有効活用及びペーパーレスの導入の適否について検討を行う。

（３）効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し

簡素で機能的な組織を基本として、機構と出先機関等を見直しを行います。また、全庁的な取組が必要な課題に対しては、組織横断的なプロジェクトチームを活用し、組織運営の迅速化を図ります。

土地開発公社や第三セクターはもとより、市と人的・財政的に密接な関係にある全ての団体について、設立の趣旨や現状を再検証し、今後の展開を見据えた上で、適切な組織の在り方と市の関与について検討します。

推進項目	取組内容
①行政組織機構の見直し	・国等の動向に注視しながら、市民サービスの向上に資する事務の効率化・スピード化を図るため、行政組織機構の見直しを継続的に実施する。
②外郭団体等の自立促進	・出資法人の運営等に積極的に関与し、自立を促進して補助金等の縮減を図る。
③筑西広域市町村圏事務組合の在り方の協議	・構成する筑西市及び桜川市と連携しながら、共同事務処理の本来の目的に立ち返り、広域事務組合の在り方について協議する。

(4) 定員管理及び給与の適正化

定員管理計画の見直しを行うとともに、会計年度任用職員制度の導入に向けて検証し、計画的な職員採用を実施します。また、退職職員の再任用制度を実施し、嘱託・臨時職員を含めた適正な人員の確保に努めます。

職員給与については国準拠を基本とした上で、人事評価制度の導入により、職員の能力・実績を重視した給与体系への転換を検討します。

推進項目	取組内容
①定員管理計画の管理	・定員管理計画の見直しを行うとともに、会計年度任用職員制度導入に向け、非常勤職員の洗い出しを行い、必要性について検証する。また、再任用制度を最大限に活用し、組織における再任用職員の適切な運用を図るとともに、定年延長制度にも注視する。
②人事評価制度の研究と活用	・公正かつ客観的な人事評価制度を構築するため、研究と検証を行うとともに、評価結果のバラツキや偏りを解消するため、人事評価に関する研修を実施し、評価の精度の向上を図る。

(5) 人材の育成と職員の意識改革

「結城市人材育成基本方針」に基づき、各種の研修等を実施して職員の能力・資質の向上に努めます。また、市が抱える課題に対して、職員一人一人が主体的に取り組めるような職場環境の醸成とストレスのない働きやすい快適な職場づくりに努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

推進項目	取組内容
①効果的な職員研修体系の整備	・人材育成基本方針に沿った効果的な研修体系を整備し実施するとともに、市町村アカデミーや自治研修所等で実施する各種講師養成研修を受講することにより、内部講師を養成し、研修の充実を図る。
②労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	・産業医によるメンタルヘルス相談、メンタルヘルス研修を今後も継続して実施するとともに、メンタルヘルス不調者の職場復帰プログラムを作成する。

(6) 協働による市政の推進

「結城市協働のまちづくり指針」に基づき、協働のまちづくりの理念の啓発に努め、社会貢献活動を行う市民団体等を育成・支援し、市民活動支援センターの利用促進を図ります。

既存の市単独補助金について、公募型補助金（協働のまちづくり推進事業補助金）への転換を促し、有効活用を図ります。

推進項目	取組内容
①市民活動支援センターの利用促進	・市民活動支援センターの運営について、市民が利用しやすい施設を目指し利用の促進を図る。
②公募型補助金の拡充	・「協働のまちづくり推進事業補助金」制度の利活用を促進し、公益的な市民活動の活性化を図る。

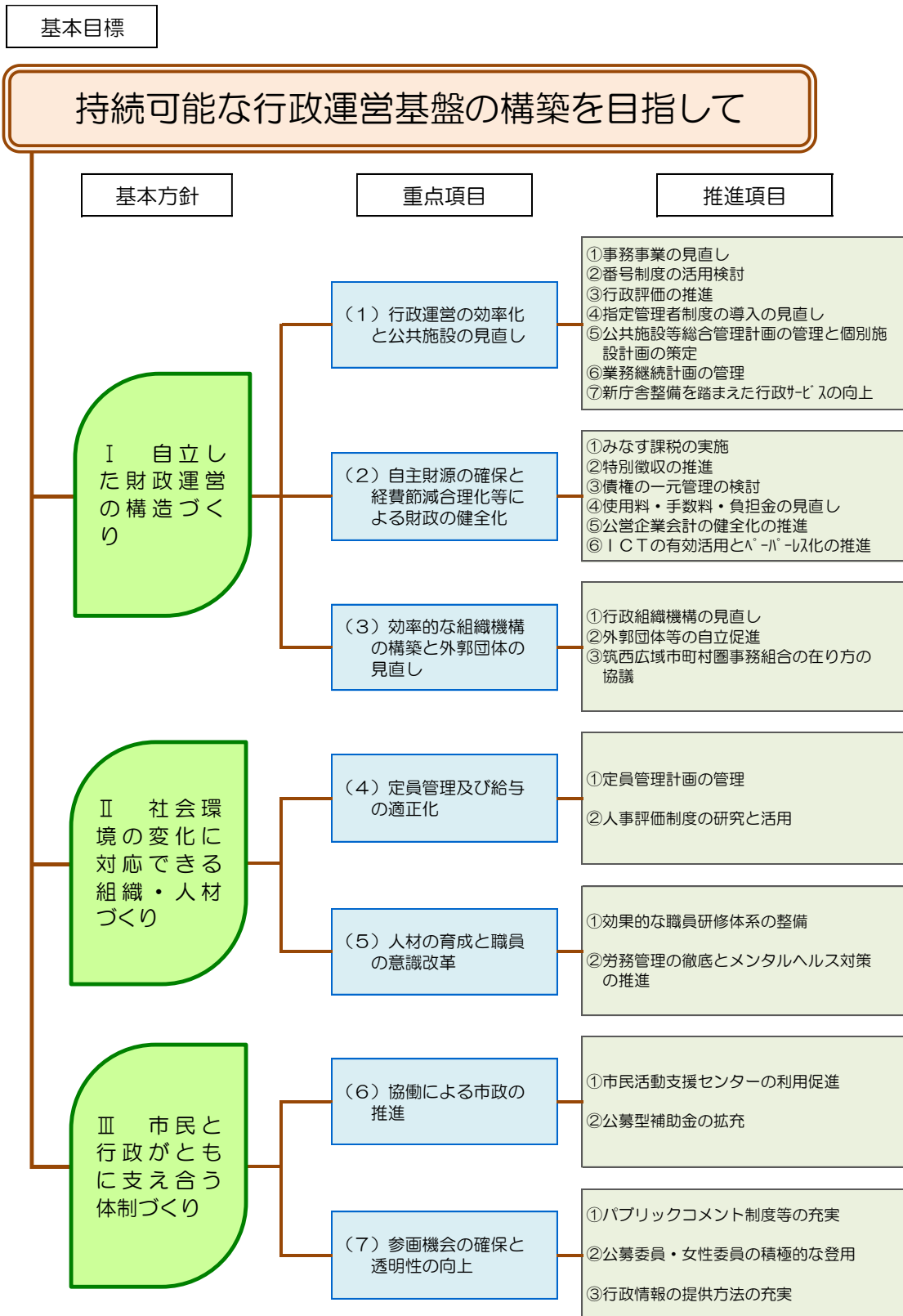
(7) 参画機会の確保と透明性の向上

パブリックコメント制度の実施や審議会等の公開を積極的に推進し、市民の行政への参画機会の確保に努めます。また、審議会等の公募委員や女性委員の登用増加に努めます。

ホームページや広報紙を利用した市政についての情報公開を徹底し、また、新たな情報の発信手法についても検討します。

推 進 項 目	取 組 内 容
①パブリックコメント制度等の充実	・市民生活に関わる制度や条例の制定に際し、市の意思決定前に公表し、市民の意見を反映する制度であることを周知する。
②公募委員・女性委員の積極的な登用	・審議会等所管課への公募委員及び女性委員の登用について働きかけを行う。
③行政情報の提供方法の充実	・市民が真に求める情報を提供するため、情報の収集及び提供の質・量の充実を図る。

第4 第4次結城市行政改革大綱・改訂版体系図



第4次結城市行政改革大綱・改訂版

問合せ先：結城市市長公室総務課行政経営係

〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447 番地

TEL 0296-32-1111(代表) / FAX 0296-32-5917

ホームページアドレス <http://www.city.yuki.lg.jp/>



第4次結城市行政改革大綱・改訂版
